

土浦市 (茨城県)

(2006年6月16日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2006年2月20日	合併の方式：新設・ 編入	
市となるべき要件の特例の適用：有 (人口要件・市の全域を含む新設合併) ・ 無		
人口 ⁽¹⁾ ：144,106人 (高齢化率 ⁽²⁾ 15.6%)	面積 ⁽³⁾ ：113.82k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：46人 (法定上限34人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：1,181人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：0.90	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：85.3%	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：46,719,680千円		
うち、地方税 21,385,472千円、地方交付税 2,645,000千円		
合併特例債発行予定額 16,500百万円 / 同限度額 16,760百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業 4.1%、第二次産業 27.0%、第三次産業 68.9%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併時の数。(5)：定員管理調査の合計。(6)(7)：2005年地方財政状況調査表。(8)：2004年度当初予算額。減税補てん債借換を除く。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧土浦市	134,702人	15.2%	81.83k m ²	32人	943人	0.90	81.8%
旧新治村	9,404人	21.2%	31.99k m ²	14人	97人	0.53	86.2%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。

(4)：合併直前の定数。(5)(6)(7)：2003年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

(1) 合併の理由・目的<②地方分権推進、④少子高齢化、⑥行政改革>
地方分権への対応や行財政改革の推進など、足腰の強い行政体を築くとともに、両市村の豊かな自然や歴史・文化を融合させ、「新しい土浦市」を創造していくことを目的とした。
(2) 合併のプロセスで重視したこと<①関係市町村間の合意、②住民の理解、⑧事務事業の調整>
<最も重視したことの具体的な内容>
対等な立場で、お互いを思いやる気持ちを常に持ちながら協議を進めた。
また、住民に対して、住民説明会、広報紙、ホームページなどを通じ合併に関する情報提供に努めた。
(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、②議会・議員>
<合併推進の具体的な活動>
合併を進めるにあたり、両首長が積極的に協議を行うと共に、両議会内でのコンセンサスを図りながら、真摯に話し合いを行い、合併を推進してきた。

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
合併した2市村だけでの協議はない。	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
合併関係市町村の他に近隣の2町も含め4市町村で任意合併協議会を開催していた。 新たな合併協議は行っていない	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
④一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、⑧広域市町村圏の構成市町村の一部、⑪生活圏が一致	
(4) 合併の端緒	
2004年2月、編入される市町村の首長・議長より法定期限内の合併申し入れがあった。	
(5) 任意の合併協議会（設置していない）	
構成メンバー	
運営上の工夫	
(6) 法定協議会（設置期間：2004年5月28日～2006年2月19日）	
住民発議等	有（直接請求・住民発議）・ <input type="checkbox"/> 無
構成メンバー	首長、助役（土浦市のみ1名、新治村は助役、収入役が不在）、議員各4名、都道府県職員（茨城県総務部理事、茨城県県南地方総合事務所長）、大学等の研究者1名、住民代表各4名、青年会議所理事長1名、収入役1名、教育長各1名 計26名
運営上の工夫	ホームページ、広報誌の発行、会議録や資料を各施設に配布し、合併協議会の協議内容を広く提供した。
(7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）	
<協議を行ううえでの工夫>	
①、③、④を合併協議会の第2回目に決定できたため、その後の協議がスムーズに行えた。	
<協議開始および決定の時期>	
	(①方式) (②期日) (③名称) (④位置) (⑤財産)
協議開始：	04年7月 04年7月 04年7月 04年7月 04年9月
合意：	04年7月 05年2月 04年7月 04年7月 04年9月
<決定に至るまでに最も難航した項目と解決策>	
	<input type="checkbox"/> ②期日
法定期限内に合併することは早い段階で決定したが、具体的な期日は2005年2月に2回の合併協議会を経て決定した。合併までに調整が必要である電算統一の準備など具体的な作業に係る日数を示し、理解いただいた。	
<基本項目①「合併の方式」の決定理由>	
	<input type="checkbox"/> 新設・ <input checked="" type="checkbox"/> 編入
編入合併の方が行政規模等を考えると合理的であるとの理由により、編入される協議会委員より「編入合併」が提案されたため。	
<基本項目②「合併の期日」の決定理由>	
	2006年2月20日合併
合併特例法の期限内とし、合併までに行う統一のための作業の日数から逆算し、住民生活に影響の少ない日を期日とした。	

<基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由>

公募有・無

決定手続：合併協議会で決定。

選定理由：編入合併のため編入する市の名称をそのまま残した。

<基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点>

既存施設・新規建設

旧土浦市の庁舎の位置を事務所の位置とした。

(新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い)

旧新治村の庁舎を支所及び教育委員会、農業委員会事務局として活用。

<基本項目⑤「財産の取扱い」>

(新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産)

正負ともになし。

(8) 新市建設計画 (計画の対象：全市 or 編入された区域)

計画の期間：10ヶ年

理由 将来を見据えた長期的視点に立つものとして2006年から2015年までの10ヶ年とした。

<策定に当たっての工夫>

住民アンケートや住民説明会による住民意向の把握に努めた。

<関係市町村間での調整が難航した項目>

特になし。

<新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫>

住民アンケートの実施や計画策定途中段階で、住民説明会を開催するなど住民意思の反映に努めると共に、総合計画で示されている方向性を尊重し、両市村を一体のまちと捉えた上で、将来のまちづくりの目標を示した。

新市の建設の根幹となる事業については、両市村の十分な協議を通じて絞り込みを行い、効率的な事業展開がなされるよう配慮した。

<新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画(基本計画・実施計画等)の内容>

総合計画で示されている方向性を十分尊重し、両市村の基本構想・基本計画に基づく事業とした。

単位：百万円 ()は%	合併前 (2003年度) ⁽¹⁾	財政計画		
		2006年度	2010年度	2015年度
歳入合計	45,290	41,189	45,268	50,160
地方税	21,706(47.9)	22,172(53.8)	23,696(52.3)	24,728(49.3)
地方交付税	3,124(6.9)	3,102(7.5)	2,699(6.0)	2,263(4.5)
歳出合計	43,662	41,189	45,268	50,160
人件費	9,075(20.8)	9,622(23.4)	9,326(20.6)	8,990(17.9)
(参考:一般職員数)	(1,040人)	(1,207人)	(1,176人)	(1,121人)
公債費	6,678(15.3)	6,231(15.1)	5,959(13.2)	5,224(10.4)
普通建設事業費	5,314(12.2)	4,065(9.9)	6,269(13.8)	12,101(24.1)

(1)2003年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等

新たな設定・変更等は行っていない。

(10) 住民への情報提供等	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌等の配布（全 9 号。配布方法：地区長を通じ全戸配布） ・ 住民説明会の開催（延べ 23 回開催、延べ 637 人参加） ・ H P の開設（2004 年 6 月開設、随時更新、アクセス数 13,829 回） 	
(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施	
実施していない。	
(12) 都道府県からの支援	
人的支援：幹事会へのオブザーバーとしての職員の出席。	
(13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	
委託費	8,721 千円
委託内容	新市建設計画策定業務、事務事業一元化支援業務委託料、例規策定支援業務委託料、ホームページ開設・管理業務委託料、まちづくりアンケートシール作成委託。

5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (定数特例 (定数 人) ・ <input checked="" type="checkbox"/> 在任特例 (在任期間 1 年 2 ヶ月)) ・ 無
その理由	編入される側の住民の不安を解消するとともに、早期の一体性の確保を図るため。
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (2008 年 7 月 19 日まで特例措置を適用) ・ 無
その理由	農業委員についても選挙で選ばれており、新治の農業については地元の農業委員が一番良く知っており、今後もより良い農業の振興を図るため。
(3) 三役	
旧土浦市	市長は新市の市長、助役は新市の助役、収入役は新市の収入役。
旧新治村	村長は新市の特別参与、助役、収入役は合併前から不在。
(4) 一般職	
定員管理	<定数の削減> 策定中。
給与の調整	<給与の再調整・再計算> モデル給料を参考に不均衡が生じないように調整している。
役職の調整	市・村間の行政規模を考慮して、管理職については、原則として前職に比べ、下位の職位への格付けを行った。
(5) 組織・機構の整備方法	
合併と同時に、部・課とも完全に統合。	
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法	
旧土浦市	3 支所、2 出張所は合併前と変わらず設置している。
旧新治村	支所、出張所は合併前より設置していない。本庁は支所、教育委員会、農業委員会事務局の建物として利用。

(7) 地域審議会等		
設置の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	
その理由	<p>早期の一体性の確保という観点から設置しなかった。</p> <p>土浦市の制度であるまちづくり市民会議、地域組織である地区市民委員会、この制度を新治地区にも拡大して基礎的なコミュニティ組織を図っていく。</p>	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
法人市民税均等割	旧土浦市 制限税率 (標準税率×1.2) 旧新治村 標準税率	合併時に土浦市の制度に統一。 ただし、合併が行われた日の属する年度は不均一課税とし、合併の翌年度から統一。
都市計画税	旧土浦市 0.3% 制限税率 旧新治村 無し	合併時に旧土浦市の制度に統一。 ただし、合併が行われた日の属する年度及びそれに続く3年度は、旧新治村域を課税免除とする。
(9) 上下水道使用料 (調整方針：土浦市の制度に統一する)		
上水道料金	水道料金の取扱いについては、合併時に土浦市の制度に統一する。ただし、料金体系については、合併年度は現行とおりとし、合併の翌年度から土浦市の制度に統一する。	
下水道料金	下水道使用料については、合併年度は現行のとおりとし、合併の翌年度から段階的に調整を行い、2007年度に土浦市の制度に統一する。	
(10) 上下水道以外の使用料等 (調整方針：使用料については、合併時に土浦市の制度に統一する。ただし、両市村で差異のある各種施設の使用料については、施設の内容等を考慮し、調整を図る)		
例外措置	特になし。	
(11) 国民健康保険事業の調整 (調整方針：土浦市の制度に統一する)		
賦課徴収方法	2市村とも保険税方式	保険税方式
所得割	旧土浦市 8.6% 旧新治村 7.4%	合併が行われた日の属する年度は不均一課税とし、合併の翌年度から土浦市の制度に統一。
資産割	旧土浦市 30.0% 旧新治村 38.0%	合併が行われた日の属する年度は不均一課税とし、合併の翌年度から土浦市の制度に統一。
均等割	旧土浦市 18,700円 旧新治村 18,500円	合併が行われた日の属する年度は不均一課税とし、合併の翌年度から土浦市の制度に統一。
平等割	旧土浦市 21,400円 旧新治村 20,500円	合併が行われた日の属する年度は不均一課税とし、合併の翌年度から土浦市の制度に統一。
(12) 介護保険事業 (調整方針：土浦市の制度に統一する)		
第1号被保険者の月額基準保険料	旧土浦市 2,750円 旧新治村 2,400円	介護保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併の翌年度から土浦市の制度に統一。

(13) 電算システムの取扱い（土浦市の制度に統一する）	
整備方法	システムの統合にあたっては、適切でかつ円滑な住民サービスを確保すると共にセキュリティ対策の安全性等を最優先し、既存の電算システムを有効活用した。
(14) 町・字の名称・区域	
名称・区域の変更	有・ <input type="checkbox"/> 無
変更した場合、その内容と理由	

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：6,352百万円/10年間	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	策定作業中（具体的に：2007年度策定完了）
総合計画	策定作業中（具体的に：2007年度策定完了）
(3) 合併による効果	
<p><⑤行財政の効率化> 行政規模の拡大により、行財政の効率化が図られ、住民ニーズに対応した組織編成と人材の適正配置が可能となる。</p>	
<p><②サービスの高度化・多様化> 2市村の管理部門の統合により、相対的に福祉や教育など住民サービス部門への人員配置が可能となり、これらの分野の充実が図られる。</p>	
<p><⑥地域のイメージアップ> 土浦市にとっては、これまでの霞ヶ浦に加え、新治の筑波山麓と新治台地の存在によって、「豊かな自然に抱かれたまち」のイメージが出来上がる。これをもとに、各種環境関連施策を進め、環境自治体としてのイメージアップを図る。</p>	
(4) 合併による問題点と解決策	
<p><③人口が増えるため、住民の声が届きにくくなる> まちづくり市民会議や、地区市民委員会の制度を旧新治村地区にも拡大して、基礎的なコミュニティ組織の強化を図り地域の声を反映させていく。</p>	
<p><⑤関係市町村のうち、財政状況のよい市町村に不利になる> 合併特例債をはじめ、合併に対する国・県等の財政支援措置を活用することにより、行財政基盤の強化を図る機会と捉え、それ以降の都市づくりの可能を広げ、合併により、より良い予算執行体制を構築していく。</p>	
<p><①役場が遠くなり不便になる> 旧新治村の庁舎を支所として活用することにより、住民に身近なサービスの窓口を維持している。</p>	
(5) 残された課題	
事務事業のすり合わせから漏れた案件がいくつかあり、担当課において調整を図っている。	